

## 特別障害者手当について

### 制度の概要

#### 【制度の趣旨】

20歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に手当を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

#### 【支給対象者】

次のア～オのうち、いずれかに該当する方。

- ア. 別表第2の7項目の障害程度のうちの2項目以上に該当する方。
- イ. 別表第2の7項目の障害程度のうちの1項目に該当し、かつその他に別表3の11項目の障害程度のうち2項目以上に該当する方。
- ウ. 別表第2の三号から五号までの障害程度のうちの1項目に該当し、日常生活において常時特別の介護を必要とする方。
- エ. 別表第1の八号に該当する内部障害などで、絶対安静を必要とする方。
- オ. 別表第1の九号に該当し、日常生活において常時特別の介護を必要とする方。

#### 別表第1

1	両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8	前各号に掲げるものの他、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表第2

1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン方視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くものもしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
4	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6	前各号に掲げるものの他、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表3

1	両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4	そしゃく機能を失ったもの
5	音声又は言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指とひとさし指を欠くもの
7	1 上肢の機能に著しい障害を有するもの又は 1 上肢の全ての指を欠くものもしくは 1 上肢の全ての指の機能を全廃したもの
8	1 下肢の機能を全廃したもの又は 1 下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10	前各号に掲げるものの他、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

- (注) 1. 上記障害程度の詳細な基準は厚生労働省が定めています。  
2. 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。

※ ただし、次のような場合には、手当は支給されません。

- 1) 社会福祉施設に入所している場合。
- 2) 病院・診療所・老人保健施設に3ヶ月を超えて入院している場合。
- 3) 支給対象者本人又はその配偶者、扶養義務者の所得が政令で定める限定額以上である場合。

上記の条件に合致していると思われる場合、明石市障害福祉課にご相談ください。

#### 【手当の支給月】

2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月までの分を支払います。(10日支払、土日祝日の場合その前日)

#### 【申請手続き・届出の窓口】

支給対象者が住民登録している市の福祉事務所又は町役場。

#### 【手当支給者の届出義務】

##### ア. 所得状況届

所得状況の審査のために、毎年8月11日から9月10日までに所得状況届を提出していただきます。

なお、手当の申請時及び所得状況届時には、受給者本人の公的年金収入額が確認できる書類(年金証書又は年金改定通知書、年金振込通知書などの写し)が必要です。

イ. 次のいずれかに該当するようになったときは、必ず届け出をしてください。もし届け出が遅くなりますと、手当を返還していただかなければならなくなる場合もあります。

- 1) 住所や氏名を変更したとき。
- 2) 障害の程度が軽くなったとき。
- 3) 社会福祉施設に入所したとき。
- 4) 病院・診療所に入院・退院したとき。
- 5) 死亡したとき。
- 6) 配偶者、扶養義務者の異動(変更)があったとき。

#### 【認定について】

申請受付後、認定基準に従って審査をします。認定された場合は認定通知書が、却下の場合には却下通知書が送付されます。**審査には1～2ヶ月かかります。**

なお認定された場合、申請受付の翌月分から支給されます。

《申請・問合せ窓口》 ☎673-8686 明石市中崎1丁目5-1  
明石市福祉部障害福祉課

TEL) 078-918-1344

FAX) 078-918-5244